

農地法第4条（自己所有農地の転用）及び第5条（農地及び採草放牧地の転用目的での売買・賃貸借等）の届出について

【趣旨】

市街化区域内に存する農地について、下記の事項をしようとする際には予め農業委員会に届出することが必要です（農地法第4条第1項第8号、同法第5条第1項第7号）。

- (1) 自分が所有している農地を農地以外のものにする事。
- (2) 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く）にするために、所有権を移転し又は賃借権や使用貸借による権利等使用及び収益を目的とする権利を設定し若しくは移転すること。

【手続きについて】

- (1) 青森市農業委員会では、農地法第4条及び同法第5条の届出は随時受付しています。
- (2) 届出にあたっては、下記の提出書類を確認のうえ行ってください。
- (3) 届出を受理後、概ね1週間から10日以内を目途に受理通知書を届出した方に交付します。

【提出書類】

番号	4条	5条	部数
1	届出書（4条様式）	届出書（5条様式）	1部
2	【共通】土地の位置を示す地図		1部
3	【共通】土地の全部事項証明書（発行から3ヶ月以内のもの） 原本を返還希望の場合、原本とコピーをセットで窓口に持参してください。		1部
4	【共通】法人の場合、法人の登記事項証明書（発行から3ヶ月以内のもの） 原本を返還希望の場合、原本とコピーをセットで窓口に持参してください。		1部
5	【共通/その他必要とする書類】※参照 ・届出及び通知書の受理を委任する場合は委任状が必要です。 ・地役権、地上権等が設定されている場合は当該権利者の同意が必要です。 ・農地に賃借権が設定されている場合、農地法第18条第1項の規定による解約等の許可があったことを証する書面が必要です。 ・土地の全部事項証明書に記載されている所有者の所在が現住所と違う場合、 ①青森市内のみの個人の転居で、農業委員会内で確認できるものについては、住所を証するものは不要です。 ②①以外の場合、土地の全部事項証明書に記載されている所有者の所在から現在の所在に転居した履歴がわかる戸籍の附票、住民票若しくは法人の履歴事項証明書などが必要です。		各々 1部

※土地区画整理事業区域内で仮換地中の場合、仮換地位置証明書の写し（仮換地証明書も含む）が必要です。その他、届出にあたり他法令の許可が必要な場合、それらの許可を証するものを提示又は提出していただくことがあります（家庭裁判所の許可等権利移転に当たって別途関係機関の許可が必要なケースを想定）。